

平成 28 年伯耆町
第 4 回定例会

条例等議案説明資料概要



平成 28 年 9 月

伯耆町 総務課

議案番号 54	伯耆町税条例等の一部改正について										
(提案理由及び概要)											
1. 理由	地方税法の改正に伴い、伯耆町税条例の一部改正を行う。										
2. 概要 (改正内容)	<p>(1) 町民税</p> <p>① 延滞金の計算期間の見直し 最高裁判決(平成26年12月)を踏まえ、町民税における延滞金の計算の基礎になる期間について見直しを行うもの。 減額更正が行われた後に増額更正等が行われたときは、減額更正前に納付された税額に達するまでの部分について、納付日から増額更正等が行われた日までの期間は延滞金の計算期間から控除する。(ただし、減額更正が納税者からの更正の請求に基づくものである場合には、減額更正を通知した日から1年を経過する日までの期間は延滞金の計算期間とする。)</p> <p>② 利子及び配当等に係る課税の特例の追加 平成27年11月に公益財団法人交流協会(日本)と亜東関係協会(台湾)の間で結ばれた「日台民間租税取決め」により、台湾において生じた利子、配当等を有する者に対し、町民税を分離課税するもの。(税率3%)</p> <p>(2) 軽自動車税 環境性能割の創設(平成29年4月1日 適用) 消費税率10%への引上げ時に、環境性能割を創設するもの。 税率は、新車、中古車を問わず燃費基準値達成度等に応じて取得価額の1~3%及び非課税の4段階。(下表のとおり。ただし当分の間2%を上限とし、賦課徴収等は鳥取県が行う。) 燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>対象車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>電気自動車 H32年度燃焼基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>H32年度燃費基準</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>上記以外の車</td> </tr> </tbody> </table>	税率	対象車	非課税	電気自動車 H32年度燃焼基準+10%達成	1.0%	H32年度燃費基準	2.0%	H27年度燃費基準+10%達成	2.0%	上記以外の車
税率	対象車										
非課税	電気自動車 H32年度燃焼基準+10%達成										
1.0%	H32年度燃費基準										
2.0%	H27年度燃費基準+10%達成										
2.0%	上記以外の車										
3. 施行期日	平成29年1月1日										

議案番号 55	伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方税法の改正に伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部改正を行う。
2. 概要 (改正内容)	平成27年11月に公益財団法人交流協会(日本)と亜東関係協会(台湾)の間で結ばれた「日台民間租税取決め」により、台湾において生じた利子、配当等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。
3. 施行期日	平成29年1月1日